

## 2026給与勧告にむけて申し入れ 再任用職員の一時金支給割合改善を要請

市労連は、3月30日に芝原人事委員会委員長ほか人事委員会代表と団体交渉を行いました。この交渉で市労連は、2026給与勧告と再任用職員の一時金支給割合改善を要請しました。これに対し人事委員会は、職員の労働基本権制約の代償機関として、その使命を全うしていきたいとの考え方を示しました。

**人事委** 職員の皆様には、日々の職務を通じまして市民福祉の向上にご尽力いただいていることに対し、深く感謝を申し上げます。ただいま、「2026年度の給与勧告について」及び「再任用職員の一時金支給割合改善を求める要請書」についてご要請を承りました。

経済の情勢について、3月に発表されました政府の月例報告におきましては、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要がある」との判断が示されています。

春闘の状況については、昨年に引き続き大手企業を中心に高水準での賃上げの動きがみられました。2026年の春闘は賃金引上げの更なる定着や実質賃金の上昇につながるかなどが主要な焦点になるとされており、今後本格化する中小企業の交渉におきましては、中東情勢の影響も生じてくるのではないかと懸念も報道されている状況でございます。

いずれにいたしましても、今後の春闘全体の結果を注視していく必要があると考えております。

職員の給与の決定につきましては、「民間標準拠方式」が基本であると考えておりまして、精確に地域の民間給与水準を反映できるよう、本年の民間給与実態調査に臨みます。

給与以外の諸課題につきましても、職員の皆様、安心して職務に励み、意欲や能力の向上を図っていくことができるよう、真摯に検討してまいります。

私どもといたしましては、皆様のご意見をお聞きしながら、職員の労働基本権制約の代償機関として、その使命を全うしていきたいと考えております。

**市労連** 要請内容について十分検討してもらいたい。特に、再任用職員は一般職員と同等の仕事をしているにもかかわらず、一時金の支給月数は一般職員の半分程度になっています。一時金に対する再任用組合員の強い要求があり、要請を踏まえ人事院等に引き上げるよう働きかけてもらいたい。

2026年3月30日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原 貴文様

神戸市労働組合連合会  
執行委員長 北川 学

### 2026年度の給与勧告について

神戸市に働く職員の賃金・労働条件の改善に努力されている貴委員会に敬意を表します。

さて、円安に伴う物価高騰が長期化する中、賃上げが追いつかず実質賃金のマイナスが続いています。特に、食料品やエネルギー価格の上昇は家計を直撃しており、誰もが真に生活改善を実感できる着実な賃上げが強く求められています。職員が市民の期待に応え、より質の高い地域公共サービスを確実に提供していくためには、積極的な賃金の引上げ及び労働条件改善とともに職員の確保が不可欠です。

2026春闘は、賃上げがあたりまえの社会の実現にむけ、全力で賃上げに取り組む、社会全体への波及をめざし、すべての働く人の生活を持続的に向上させる必要があります。

こうした情勢のもとで、私たちは組合員の切実な要求を集約し、2026年度の賃金引き上げ・労働条件改善について別紙のとおり市長に要求します。あわせて貴委員会に対しても公民比較の抜本的な改善などについて下記のとおり要求します。この要求を実現するために、政府等からの圧力を乗り越え、職員の生活を守る立場で、毅然とした勧告を行い、その完全実施のために貴委員会の存在をかけて努力し、労働基本権制約の代償措置としての使命を果たされるよう強く要請します。

### 記

- 労働基本権制約の代償機関として職員とその家族の生活を守る立場で、公民比較の抜本的な改善を行い、賃上げを中心に市労連の対市要求を実現する方向で勧告を行うこと。  
なお、給料表の国対比不足分を改善するため、国・他都市を上回る勧告を行うこと。
- 作業方法をはじめ勧告内容に対する政府・総務省の不当な干渉を排除し、同時に国の公務員制度改革や給与構造改革の動向に追随することなく、中立機関としての独立性を堅持すること。
- 民間給与実態調査及び公民比較については、次のとおり改善すること。
  - 比較対象規模を100人以上とすること。また、団体交渉によって賃金・労働時間を決定している事業所を調査対象とし、「会社更生法等の適用企業」は調査対象から除外すること。
  - 比較対象職種は、行政職(一)表関係職種とすること。
  - 公民比較の対応等級の取り扱いを改善すること。
  - 特別給の勧告の取り扱いについては、公民比較の職種を行政職(一)表関係職種とし、比較給与の取り扱いを改善すること。

4. 地域手当については、本給繰り入れを基本に改善するよう努力し、人事院に対しても大都市事情の反映に努めること。国の支給率見直しに追随せず、神戸の自主性・独立性を尊重し、現行水準を確保すること。

また、諸手当の改善については、公民較差及び民間実態を踏まえ、国の動向に追随することなく、これまでの交渉経過を尊重して対応すること。

5. すべての職場で完全週休2日制を実施できるよう必要な措置をとること。また、年間総労働時間の短縮については、政府目標である年間総労働時間1,800時間達成のため、週労働時間を37時間30分、日労働時間を7時間30分とするよう勧告すること。また、時間外労働の上限規則の順守及び実効性のある施策を推進すること。

6. 職場の労働環境を改善するため、労働安全衛生の充実に努めるとともに、法規定を遵守する勧告を行うこと。

7. 人事院勧告の早期化など公務員賃金の早期改定のための制度改正を人事院に要請するとともに、人事委員会としても早期勧告に努力すること。

8. 公務員制度改革に当たっては、労使協議による民主的な改革と市民サービスにおける主要な担い手としての地方公務員の特性を守るよう、大人連や国の関係機関に働きかけること。

9. 公務職場における男女平等の実現を人事行政の重要課題として位置づけ、両立支援制度の円滑な活用や男女間待遇格差の是正など、必要な施策の確立を図ること。

10. 公務における高齢者雇用施策の一層の充実を図り、雇用と年金の接続を確実に保障すること。また、行政サービスが安定的に提供できるよう継続的な新規採用を行うこと。

以上

2026年3月30日

神戸市人事委員会

委員長 芝原 貴文様

神戸市労働組合連合会

執行委員長 北川 学

**再任用職員の一時金支給割合  
改善を求める要請書**

現在、公務職場において、定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員の処遇が低水準にあることが大きな問題となっています。とくに一時金の支給割合については常勤職員の半分程度に抑えられており、看過できない状態が続いています。これまでも組合側からは繰り返し改善を求めてきましたが、人事院は2025人事院勧告においても制度設計時の考え方を示すにとどまり、再任用職員の一時金改善には踏み込みませんでした。この姿勢は極めて遺憾であり、現場の切実な声に応えたものとは言えません。

とりわけ地方の公務職場では、再任用職員になっても業務量や責任が軽減されるわけではなく、多くの職員が従前と同様の職務を継続しています。それにもかかわらず処遇が引き下げられ、著しい不均衡が生じている現状は不合理と言わざるを得ません。このままでは再任用職員のモチベーション低下を招き、深刻な人員不足が続く公務職場に多大な影響を及ぼすことが懸念されます。こうした職場の実態を踏まえ、再任用職員の一時金を常勤職員と同月数とする勧告を独自に出した人事委員会もありますが、多くは国との均衡の観点から国に準ずるとしたままです。

公務職場の第一線で大きな役割を果たしている再任用職員の努力に正当に報い

る処遇の改善は喫緊の課題です。高齢期を迎えた現在も、地域や住民の生活と安全を守り続ける職員、教育現場で次代を担う子どもたちの学びのために尽力している教職員の懸命な働きに応えるためにも、貴職におかれましては、以下の事項の実現にむけて最大限の取り組みを行うよう強く要請します。

**【要請事項】**

1. 再任用職員の一時金支給割合を常勤職員と同月数とする勧告を行うこと。
2. 人事院・総務省に対し、再任用制度変更を求めること。